

新潟市グリーン調達推進方針

1. 趣旨

この方針は、新潟市地球温暖化対策実行計画（率先実行版）（平成12年11月16日策定、以下「実行計画」という。）及び国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づき、本市における環境負荷の低減に資する物品及び役務（以下「環境物品等」という。）の優先的な購入及び借上（以下「調達」という。）に関する基本的事項を定めたものである。

2. 基本的な考え方

調達に当たっては、その必要性を十分に検討した上で、以下に掲げる観点に基づき、環境物品等を選択するものとする。

- (1) 環境や人の健康に影響を与えるような物質の使用や排出が削減されていること
- (2) 資源やエネルギーの消費が少ないこと
- (3) 再生可能な天然資源は持続可能に利用していること
- (4) 長期間の使用ができること
- (5) 再使用が可能であること
- (6) リサイクルが可能であること
- (7) 再生材料や再使用部品を用いていること
- (8) 廃棄されるときに適正な処理・処分が容易なこと

3. 適用範囲

本方針の適用範囲は、本市のすべての所属・機関が行う物品等の調達とする。

4. 特定調達品目等

市は、毎年度、当該年度に重点的に調達を進める環境物品等（以下「特定調達品目」という。）及びその判断の基準、当該年度における特定調達品目の調達目標を定め、公表するものとする。

5. 調達の実施

- (1) 特定調達品目に該当する物品等の調達に当たっては、原則として、その判断の基準を満たす物品等（以下「特定調達物品等」という。）を選択するものとする。
- (2) 特定調達品目に該当する物品等の調達に当たって、やむなく特定調達物品等以外を調達する場合は、基本的な考え方に留意して、環境物品等を選択するものとする。
- (3) 特定調達品目に該当しない物品等の調達に当たっては、基本的な考え方に留意して、環境物品等を選択するものとする。
- (4) 環境物品等の優先的な調達を理由に、調達総量が増加することのないよう留意するものとする。
- (5) 東日本大震災の被害に伴い、特定調達品目に該当する物品等の調達が困難となる場合は、調達予定物品等の納入が困難であることを確認した上で、特定調達物品以外からの調達を行うものとする。

6. 推進体制

環境物品等の優先的な調達の全庁的な推進は、実行計画を推進するための組織により行うものとする。

7. 調達実績の把握及び公表

市は、指定する特定調達品目の調達結果を把握し、調達実績を公表するものとする。

この方針は平成14年7月1日から適用する。

附 則

この方針は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、平成23年1月12日から施行し、改正後の新潟市グリーン調達推進方針は、

平成22年4月1日から適用する。

附 則

この方針は、平成23年6月10日から施行し、改正後の新潟市グリーン調達推進方針は、平成23年6月10日から適用する。